

第 1 編 基本編

基本編は、本計画の総則と基本方針である。

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、中城村の地域に係わる災害対策に関する事項を定めるものである。このため、村域における防災に関し、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することにより、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

- (1) 基本編
基本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項
- (2) 地震・津波編
地震・津波に関する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画
- (3) 風水害等編
台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画

第2節 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- | | | |
|----|---------|---------------------------|
| 1 | 災害対策基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。 |
| 2 | 災害救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。 |
| 3 | 県防災計画 | 沖縄県地域防災計画をいう。 |
| 4 | 村防災計画 | 中城村地域防災計画をいう。 |
| 5 | 県本部 | 沖縄県災害対策本部をいう。 |
| 6 | 現地本部 | 沖縄県現地災害対策本部をいう。 |
| 7 | 地方本部 | 沖縄県災害対策地方本部をいう。 |
| 8 | 村本部 | 中城村災害対策本部をいう。 |
| 9 | 現地本部長 | 沖縄県現地災害対策本部長をいう。 |
| 10 | 地方本部長 | 沖縄県災害対策地方本部長をいう。 |
| 11 | 村本部長 | 中城村災害対策本部長をいう。 |

第3節 中城村の概況

1 自然条件

1) 位置

中城村は、沖縄本島中部にあつて、那覇市から北東へ 16km の北緯 26 度 5 分、東経 127 度 48 分に位置し、西は宜野湾市、南は西原町、北は北中城村と接している。東は中城湾に面し、村の中央を南北に小起伏の丘陵が走り、南に糸蒲山、中央に上武当岳、北に台城岳が位置している。南北に 7.5km、東西に 3.5km の長方形をなし総面積 15.53 km² である。

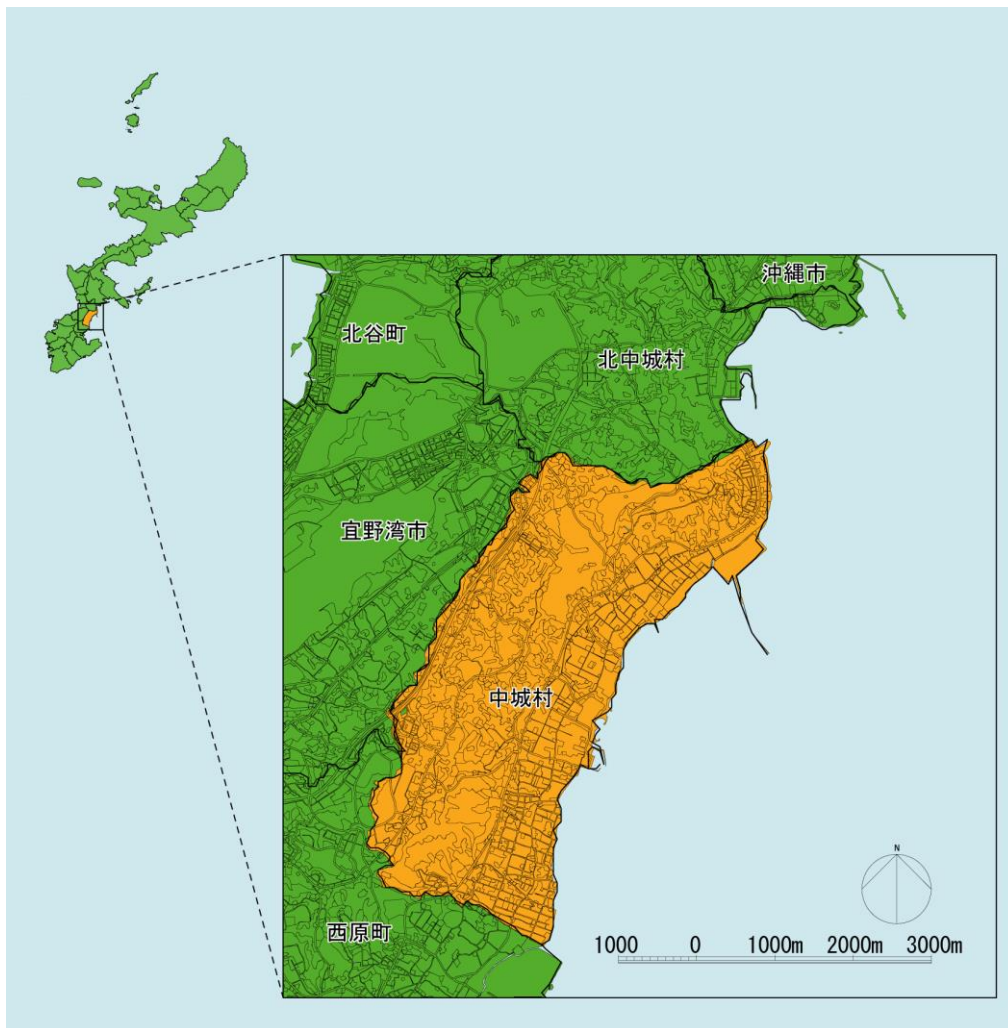


図 中城村位置図

2) 地形

中城村の地形は大別して平坦部、斜面部、台地部の三つで形成され、地質は古い順から島尻層群、那覇石灰岩及び沖積層の三種類からなる。中城村の地形は、海側から国道 329 号までは比較的平坦であるが、国道 329 号から西側には、標高 120m 以上、比高 100m 以上の斜面が連続し、中城湾に面した東側斜面の大半が地すべり危険箇所とされている。

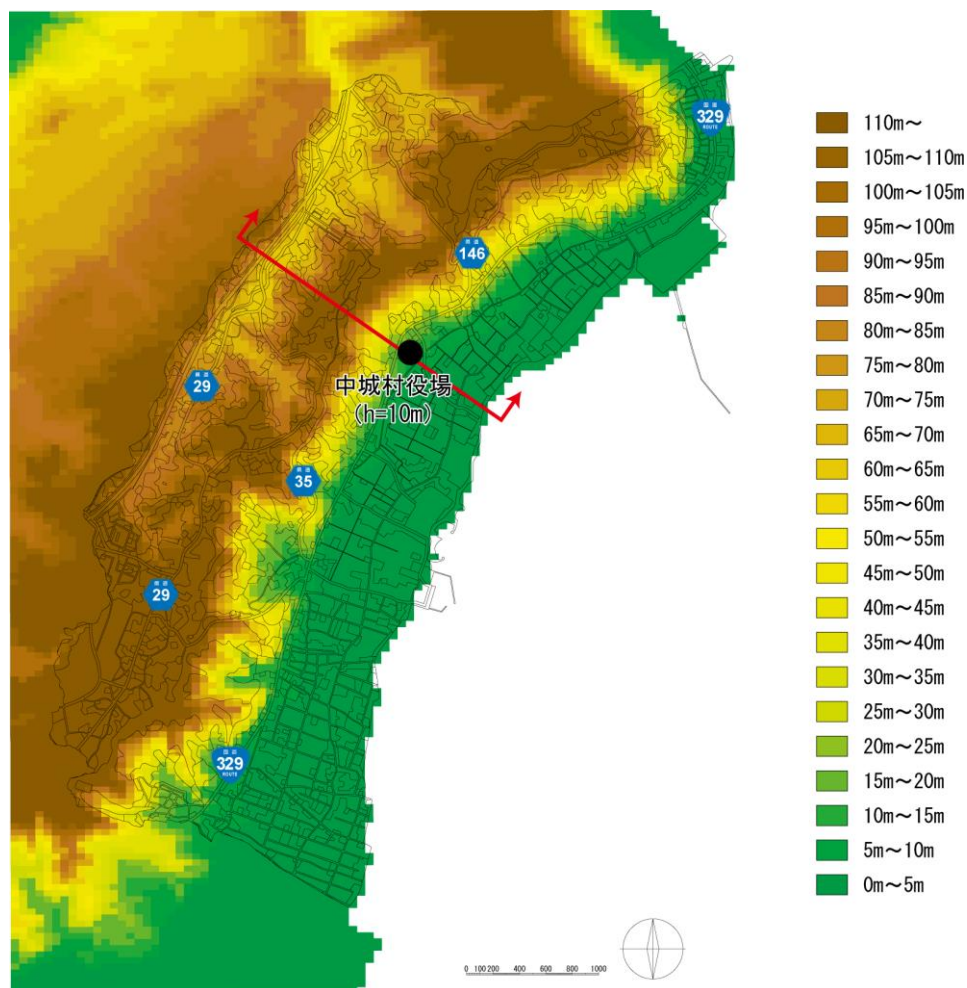


図 中城村の地形

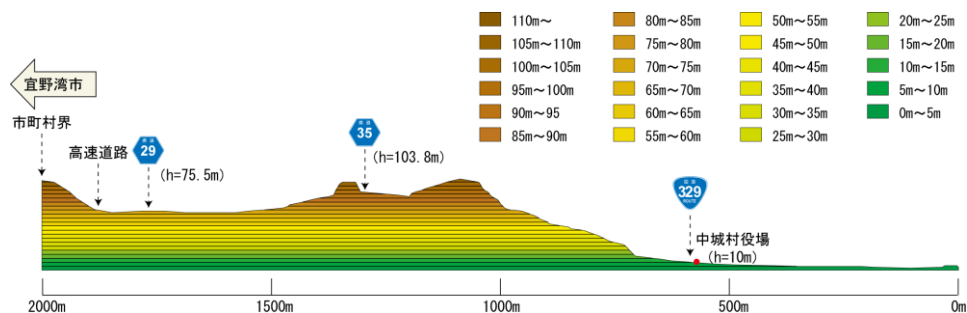


図 断面図

3) 気候

中城村（沖縄県）は、亜熱帯海洋性気候に属しており、一年中気候の寒暖差が少なく、年平均気温は約 23 度と全国と比較して高い値となっている。春から夏に変わる時期に本土の「梅雨」にあたる「小満芒種（スーマンボーサー）」と呼ばれる沖縄独特の雨期（5 月～6 月）があり、梅雨開けと共に本格的な夏が訪れ台風期に入る。このことから、全国と比較しても降水量が多くなっている。

表 降水量と気温の平年値（那覇）

月	気圧(hPa)		降水量 (mm)	気温(℃)			風向・風速 (m/s)	日照		
	現地	海面	合計	平均	最高	最低	平均	平均 風速	最多 風向	時間 (h)
	平均	平均								
統計 期間	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010
資料 年数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
1	1014.5	1020.5	107.0	17.0	19.5	14.6	67	5.4	北北東	94.2
2	1013.4	1019.4	119.7	17.1	19.8	14.8	70	5.3	北	87.1
3	1011.3	1017.2	161.4	18.9	21.7	16.5	73	5.2	北	108.3
4	1008.7	1014.6	165.7	21.4	24.1	19.0	76	5.1	東南東	123.8
5	1005.4	1011.2	231.6	24.0	26.7	21.8	79	5.0	東	145.8
6	1003.0	1008.7	247.2	26.8	29.4	24.8	83	5.4	南南西	163.6
7	1002.9	1008.6	141.4	28.9	31.8	26.8	78	5.3	南東	238.8
8	1001.2	1006.9	240.5	28.7	31.5	26.6	78	5.2	南東	215.0
9	1003.8	1009.5	260.5	27.6	30.4	25.5	76	5.4	東南東	188.9
10	1008.3	1014.1	152.9	25.2	27.9	23.1	71	5.4	北北東	169.6
11	1012.1	1018.0	110.2	22.1	24.6	19.9	69	5.5	北北東	123.0
12	1014.5	1020.5	102.8	18.7	21.2	16.3	66	5.2	北北東	115.6
年	1008.3	1014.1	2040. 8	23.1	25.7	20.8	74	5.3	北北東	1774.0

表 沖縄県への台風接近数の平年値（1981～2010 年）

1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
－	－	－	0.0	0.4	0.6	1.4	2.2	1.7	0.9	0.3	0.1	7.4

2 社会条件

1) 人口

中城村の総人口は平成 15 年から平成 23 年にかけて約 2,500 人増加している。世帯数についても同様に約 1,500 世帯増加している。年齢別人口の推移をみると、年少人口が若干の増加傾向を示し、高齢人口に若干の減少傾向がみられるものの、平成 15 年～平成 23 年における年齢別人口の割合に大きな変化はみられない。

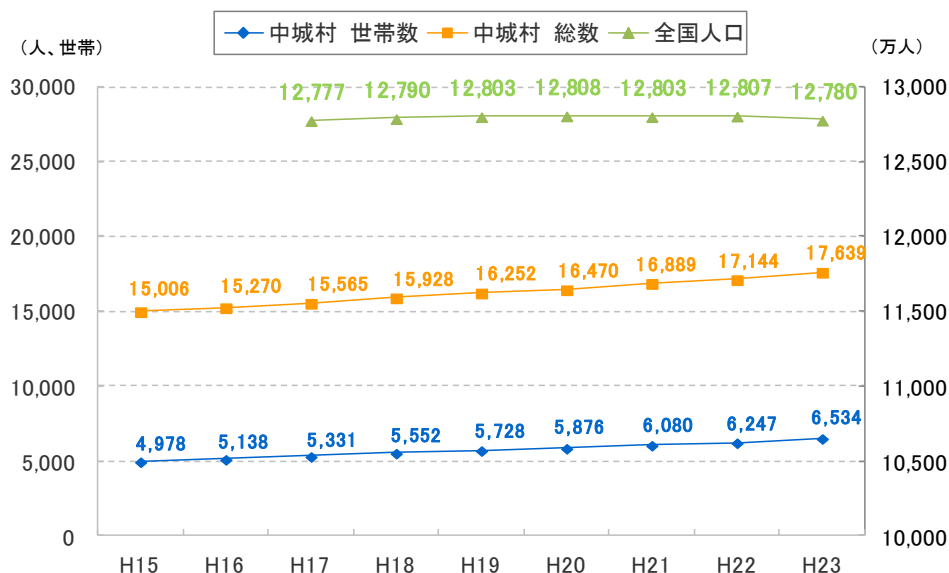


図 中城村における人口、世帯数の推移

資料) 住民基本台帳 (各年 3 月末)、統計局 HP 人口推計

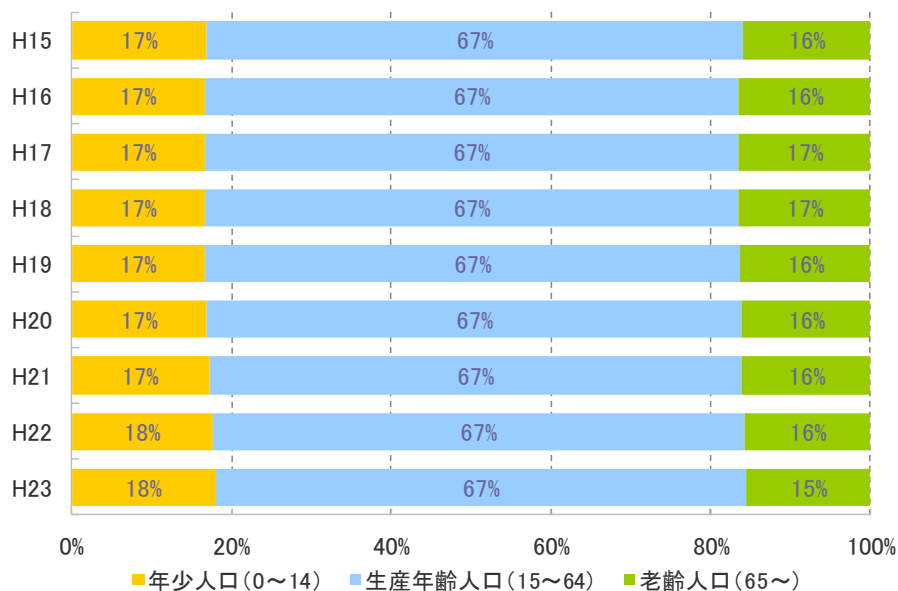


図 中城村における年齢別人口比率の推移

資料) 住民基本台帳 (各年 3 月末)

中城村の字別人口をみると、南上原に約 25%の人口が集中している。

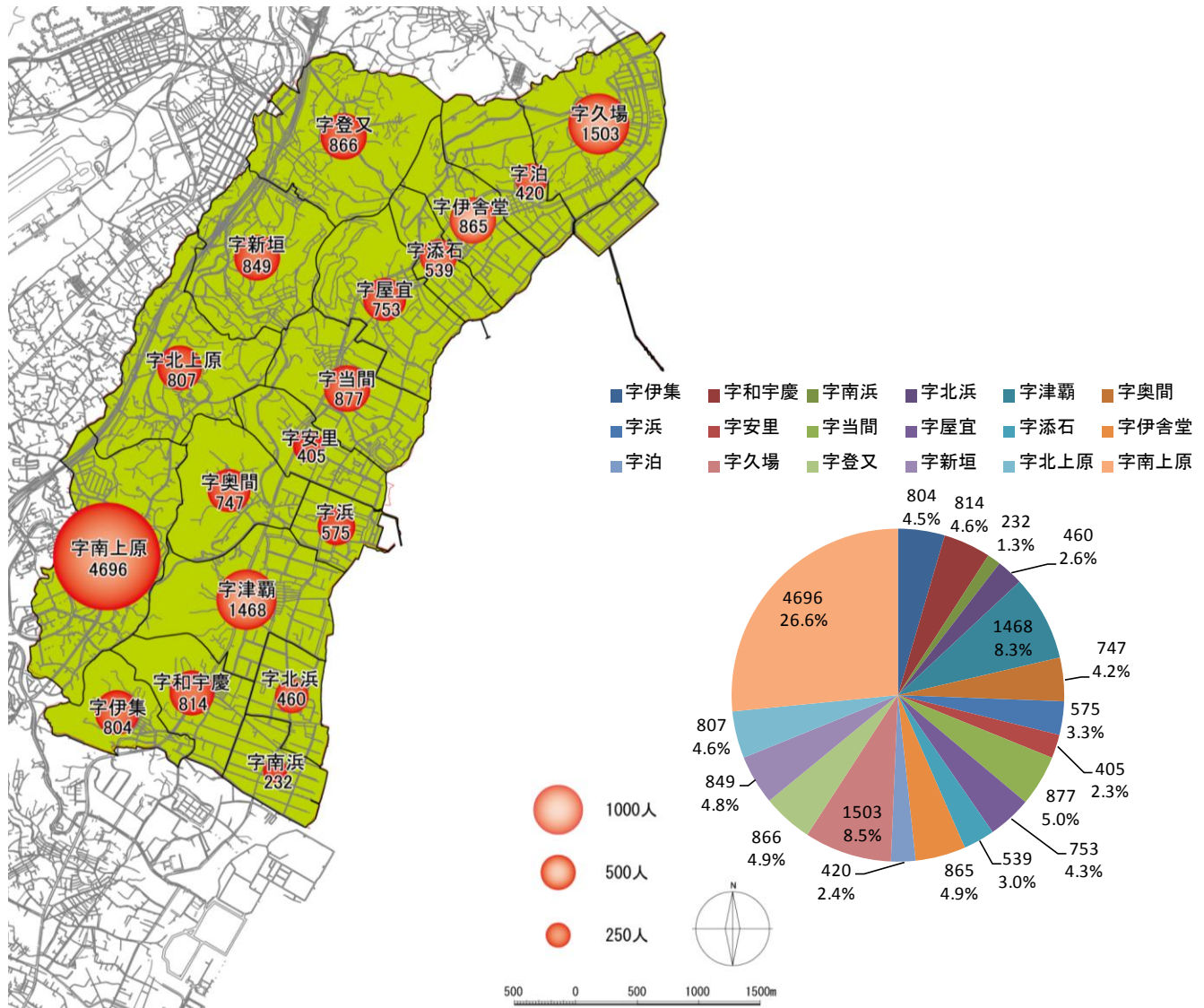


図 中城村の字別人口

資料) 国勢調査 (平成 22 年)

2) 土地利用の現況

中城村の土地利用状況をみると、中城村の土地面積の大半を耕作地、植林地等が占めており、低地においては国道 329 号沿いに、高地では琉球大学周辺や県道付近に一般住宅地域や商業地区等が位置している。中城村の地目をみると、中城村の土地面積の 5 割以上を畑、原野が占めており、宅地及び雑種地が 2 割程度、その他が 3 割程度となっている。

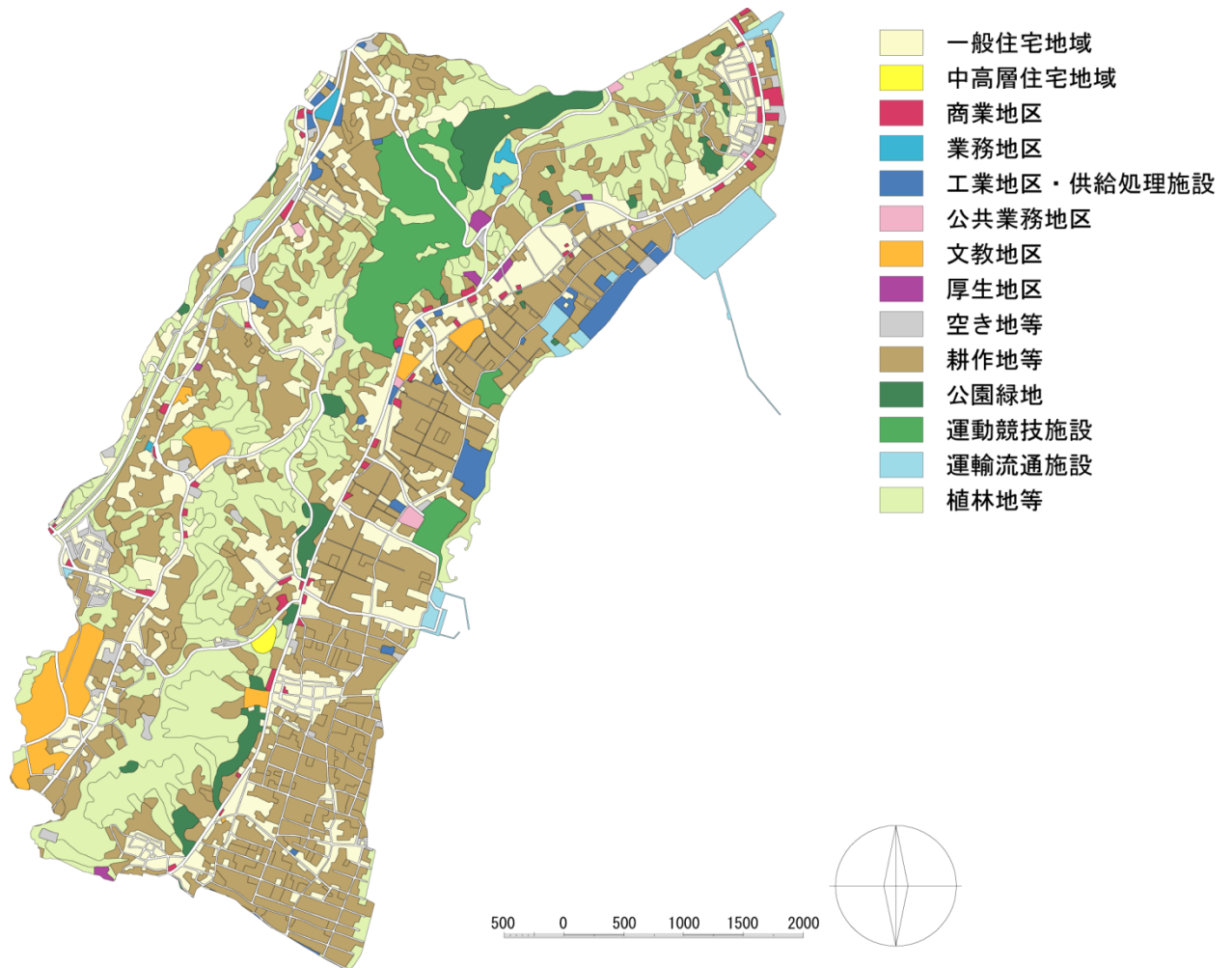


図 中城村土地利用現況

資料) 土地利用現況図 (沖縄県企画部土地対策課 平成 21 年)

第4節 災害の想定

本計画は、中城村の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年の八重山地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、県内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

(1) 台風

ア 昭和32年台風第14号 フェイ

襲来年月日 昭和32年9月25日、26日

最大風速	47.0m/s（那覇）
最大瞬間風速	61.4m/s（那覇）
降水量	70.7mm（那覇、25～26日）
死傷者・行方不明者	193名（うち死者及び行方不明者131名）
住宅全半壊	16,091戸

イ 第2宮古島台風（昭和41年台風第18号 コラ）

襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s（宮古島）
最大瞬間風速	85.3m/s（宮古島）
降水量	297.4mm（宮古島、3～6日）
傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

ウ 平成15年台風第14号 マエミー

襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470.0mm（宮古島、9～12日）
死傷者	94名（うち死者1名）
住宅全半壊	102棟（うち全壊19棟）

(2) 地すべり

発生年月日	平成18年6月10日
発生場所	沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内
降雨状況	先行降雨量 533mm（5/1～6/9） 集中降雨量 88mm（6/10）
地すべりの規模	平均高さ30m（最大42m）、長さ約335m 移動土量 約34万m ³ 、地すべり面積 5万6千m ² 地すべり幅 最大260m
人的被害	なし
道路損壊	県道35号線延長140m、村道坂田線延長100m

(3) 高潮（浸水想定）

沖縄県に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成18年度に本島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

高潮浸水想定概要

対 象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

高潮被害による建築被害

市町村名	構造物あり		構造物なし	
	床上浸水	床下浸水	床上浸水	床下浸水
中城村	1,612	211	1,612	213

高潮の浸水域内人口（高潮被害を受ける人口数）

市町村名	構造物あり	構造物なし
中城村	5,270	5,252

高潮被害による道路被害想定結果

市町村名	構造物あり		構造物なし	
	被害延長 m	延長区間	被害延長 m	延長区間
中城村	36.9	223	36.9	223

高潮被害によるライフライン被害想定結果

市町村名	構造物あり					構造物なし				
	上水道	下水道	都市ガス	電力	電話	上水道	下水道	都市ガス	電力	電話
中城村	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0

(4) 土砂災害（危険箇所・区域）

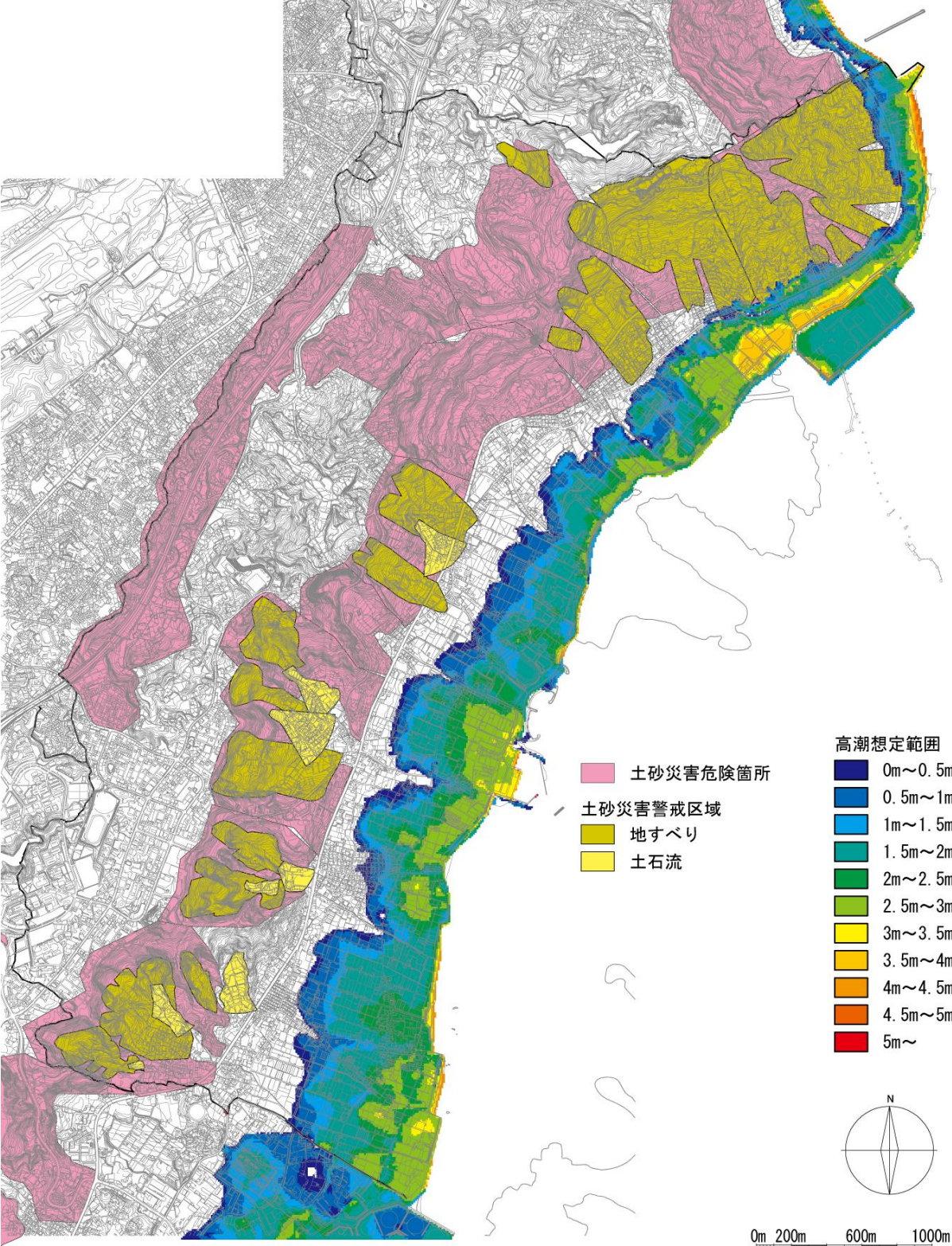
中城村には、がけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所が 26 箇所存在する。これらの土砂災害を想定し、以下の危険箇所・区域を設定した。

村内の土砂災害危険箇所・区域設置状況

種 別	がけ崩れ	土石流	地すべり	合 計
土砂災害危険箇所 (国土交通省、平成 14 年度)	9	11	10	30
土砂災害警戒区域 (国土交通省、平成 26 年度)	10	8	8	26

(注) 土砂災害警戒区域は平成 26 年度で基礎調査が、平成 27 年度に区域指定が完了予定であり、今後土砂災害危険箇所以上になる見込みである。

風水害等被害想定



2 地震及び津波の被害想定

本計画においては、沖縄県の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等をまとめた「沖縄県地震被害想定調査」（平成 21 年度）及び、沖縄県における最大クラスの地震・津波を想定した「沖縄県地震被害想定調査」（平成 24 年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震「沖縄県地震被害想定調査」（平成 21 年度）

沖縄県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の 13 の想定地震を設定した。想定地震の概要は次のとおりである。

なお、最大震度は 5 つの内陸型地震すべてにおいて 6 強で、海溝型は沖縄本島北方沖が 5 強、石垣島東方沖と与那国島南方沖が 6 強となり、その他は 6 弱と予測された。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震 (モデル名)	タイプ	マグニ チュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備 考
沖縄本島南西沖 (H9RF)	海溝型	7.8	平成 8 年度地震被害想定調査の想定「沖縄本島南西沖」と震度分布が近似し、津波被害も発生(6 弱)	平成 18・19 年度沖縄県津波・高潮被害想定調査より
久米島南東沖 (C02E)	海溝型	7.8	座間味島・渡嘉敷島において震度が強い(6 弱)	
久米島北方沖 (B04E)	海溝型	7.8	久米島・粟国島・渡名喜島・伊江島において震度が強い(6 弱)	
沖縄本島北方沖 (C01W)	海溝型	7.8	伊平屋島・伊是名島・沖縄本島北部において震度が強い(5 強)	
宮古島東方沖 (C04W)	海溝型	7.8	宮古島・池間島・大神島において震度が強い(6 弱)	
石垣島東方沖 (NM11)	海溝型	7.8	石垣島・宮古島・西表島・多良間島において震度が強い(6 強)	
石垣島南方沖 1 (IM00)	海溝型	7.7	石垣島・西表島・竹富島・小浜島・波照間島において震度が強い(6 弱)	
与那国島南方沖 (GYAK)	海溝型	7.8	与那国島において震度が強い(6 強)	
沖縄本島南部断層系	内陸型	7.0	沖縄本島南部において震度が強い(6 強)	
伊祖断層	内陸型	6.9	那覇市周辺において震度が強い(6 強)	平成 21 年度に新規設定
石川ー具志川断層系	内陸型	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い(6 強)	
沖縄本島直下プレート内	内陸型	7.8	沖縄本島全域において震度が強い(6 強)	
宮古島断層	内陸型	7.3	宮古島において震度が強い(6 強)	

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建築物被害、出火・延焼、人的被害、交通施設被害、ライフライン被害及び津波被害である。
なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、次のように設定した。

ア 出火・延焼は、夏季及び冬季並びに昼及び夕方とし、危険度の高い時刻（11～13時及び17～19時）を選定

イ 人的被害は、夏季及び冬季並びに昼間及び夜間とし、昼間一般に活動している時間帯と夜間自宅に居住する時間帯

ウ ライフライン（電力、通信施設等）の被害は、地震火災の影響が最も大きくなる冬の夕方

(3) 予測結果（中城村）

想定地震	建築被害棟数				出火・延焼被害		人的被害							ライフライン			
	地震動・液状化		津波		出火 件数	消失 件数	建築被害・火災等				津波			断水 人口 (人)	ガス 停止 (戸)	停電 戸数 (戸)	電 話 支障
	全壊	半壊	全壊	半壊			死者	負傷者		避 難 者数	死者	負傷者					
								重傷	軽傷			重傷	軽傷				
沖縄本島南西沖 (H9RF)	114	237	0	2	1	1	3	18	357	1,050	2	1	4	15,830	0	848	221
久米島南東沖 (C02E)	26	46	0	0	0	0	1	6	128	215	0	0	0	1,044	0	483	60
久米島北方沖 (B04E)	26	45	0	0	0	0	1	6	127	212	0	0	0	1,044	0	483	60
沖縄本島北方沖 (C01W)	26	37	0	0	0	0	1	6	120	187	0	0	0	0	0	483	60
宮古島東方沖 (C04W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石垣島東方沖 (NM11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石垣島南方沖 1 (IM00)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与那国島南方沖 (GYAK)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄本島南部断層系	147	342	-	-	1	1	4	23	439	1,471	-	-	-	15,922	0	1,062	421
伊祖断層	223	526	-	-	2	2	6	30	582	2,316	-	-	-	15,926	69	1,216	622
石川ー具志川断層系	116	244	-	-	1	1	3	19	364	1,076	-	-	-	15,837	0	877	241
沖縄本島直下プレート内	426	817	-	-	3	3	11	43	831	3,785	-	-	-	15,942	69	1,490	1,103
宮古島断層	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0

(4) 市町村一律の直下型地震について

(1)の想定地震は、沖縄県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード 6.9 程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、市町村の地震防災マップの作成等、全市町村の地震対策の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード 6.9 の地震を想定し、震度、液状化、建物被害を予測している。

3 津波の浸水想定「沖縄県地震被害想定調査」（平成 21 年度）

沖縄県の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）に基づき概要を以下にまとめる。

調査は、沖縄県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

津波被害による建築被害

市町村名	構造物あり				構造物なし			
	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水
中城村	0	2	89	71	1	2	91	83

津波被害による死者数

市町村名	構造物あり				構造物なし			
	意識高 冬夜	意識高 夏昼	意識低 冬夜	意識低 夏昼	意識高 冬夜	意識高 夏昼	意識低 冬夜	意識低 夏昼
中城村	1	5	2	6	2	5	2	6

津波被害による負傷者数

市町村名	構造物あり				構造物なし			
	意識高 冬夜	意識高 夏昼	意識低 冬夜	意識低 夏昼	意識高 冬夜	意識高 夏昼	意識低 冬夜	意識低 夏昼
中城村	1	3	4	9	1	3	4	10

津波被害による道路被害想定結果

市町村名	構造物あり		構造物なし	
	被害延長 m	延長区間	被害延長 m	延長区間
中城村	5.0	27	5.3	29

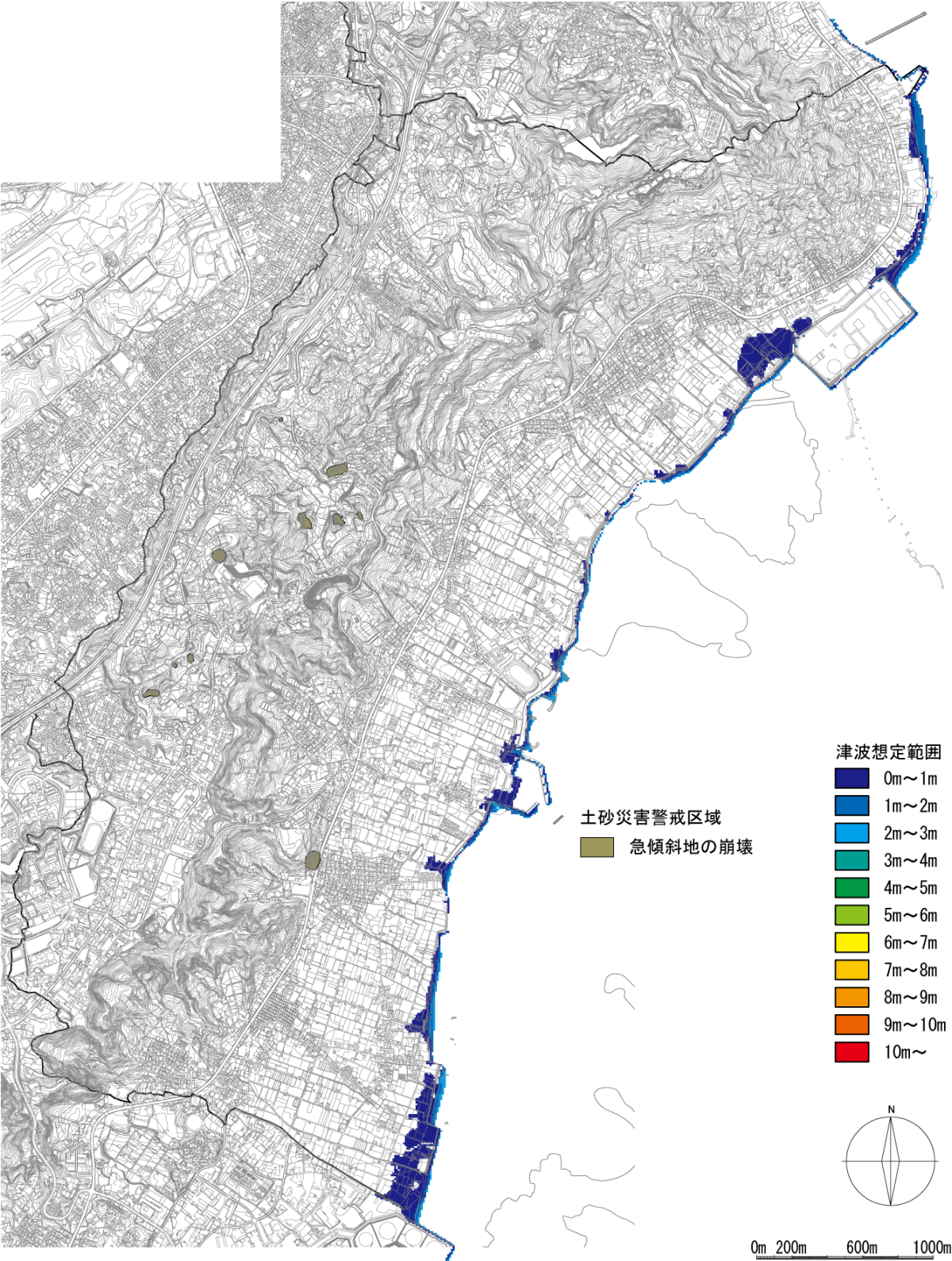
津波被害によるライフライン被害想定結果

市町村名	構造物あり					構造物なし				
	上水道	下水道	都市 ガス	電力	電話	上水道	下水道	都市 ガス	電力	電話
中城村	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0

津波浸水想定モデル一覧

波源位置（モデル名）	断層モデル（深さ、長さ、幅、傾斜角、すべり量）	対象地域
沖縄本島南東沖（D01W）	正断層（ 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m）	本島沿岸域
沖縄本島南西沖（H9RF）	逆断層（10000m、 80km、 40km、 30° 、 4m）	
久米島南東沖（C02）	正断層（ 5000m、 80km、 40km、 60° 、 4m）	
久米島北方沖（B04）	正断層（ 5000m、 80km、 40km、 60° 、 4m）	
沖縄本島北方沖（C01）	正断層（ 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m）	
宮古島東方沖（C04W）	正断層（ 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m）	宮古・八重山 諸島沿岸域
宮古島南東沖（D06N）	正断層（10000m、 80km、 40km、 60° 、 4m）	
宮古島西方沖（C05E）	正断層（ 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m）	
石垣島東方沖 1（C06W）	正断層（ 500m、 80km、 40km、 60° 、 4m）	
石垣島東方沖 2（NM11）	正断層（ 300m、 60km、 30km、 70° 、 20m）	
石垣島南方沖（IM00）	逆断層（ 1000m、 40km、 20km、 70° 、 20m）	
	地すべり（ 0m、 15km、 10km、 70° 、 90m）	
石垣島北西沖（A03N）	正断層（ 5000m、 80km、 40km、 60° 、 4m）	
与那国島北方沖（A01N）	正断層（ 5000m、 80km、 40km、 60° 、 4m）	
与那国島南方沖（GYAK）	逆断層（ 2000m、 100km、 50km、 30° 、 5m）	

地震・津波被害想定



4 最大タイプの津波の浸水想定

ア 想定断層について

南西諸島海溝（琉球海溝）側、沖縄トラフ側ならびに 1771 年の八重山地震の震源として想定した断層等、計 15 断層を設定した。設定した想定断層の位置図および諸元を以下に示す。

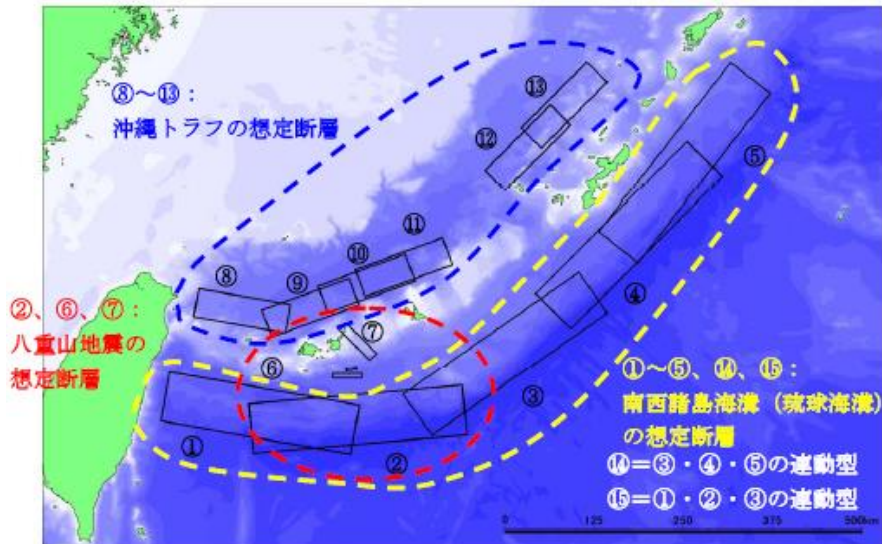


図 想定断層位置図

表 想定断層諸元一覧

No.	断層名		断層長さ (m)	断層幅 (m)	すべり量 (m)	マグニチュード (※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270000	70000	20	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)		300000	70000	20	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300000	70000	20	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300000	70000	20	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300000	70000	20	8.8
⑥	石垣島南方沖地震(※2)		40000	20000	20	7.8
			15000	10000	90	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震(※2)		60000	30000	20	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130000	40000	8	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130000	40000	8	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130000	40000	8	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130000	40000	8	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130000	40000	8	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130000	40000	8	8.1
⑭	3連動	沖縄本島 南東沖地震	240000	70000	20	9.0
			170000	70000	20	
			260000	70000	20	
⑮	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200000	70000	20	9.0
			175000	70000	20	
			300000	70000	20	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードを示している。

※2②⑥⑦については 1771 年八重山地震の規模を再現したものである。

※3⑥下段の各パラメータは地すべりを再現したパラメータであるためマグニチュードで示すことはできない。

イ 想定断層の選定

地域別に最も影響の大きい断層(震源)を設定するために、本島並びに八重山周辺を 12 地域に区分し、50m メッシュ地形データを用いて襲来津波の概略計算を行った。

概略計算結果をもとにし、詳細計算(人口密集地などでは 10m メッシュ)で対象とする想定断層(震源)を以下に示すとおり地域毎に 2～4 断層選定した。

津波シミュレーション結果について

■下図の 15 の想定地震について、各市町村毎に影響の大きい 2～4 つの想定地震を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」・「効果なし」の 2 パターンのシミュレーションを行ないました。
(全 4～8 ケース)

■この図には、全 4～8 ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深を表示しています。

■地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。

[シミュレーション条件]

(1) 想定地震

- | | | |
|-----------|----------|-----------------------|
| ①八重山諸島南西沖 | ⑥石垣島南方沖 | ⑪宮古島北方沖 |
| ②八重山諸島南方沖 | ⑦石垣島東方沖 | ⑫久米島北方沖 |
| ③八重山諸島南東沖 | ⑧与那国島北方沖 | ⑬沖縄本島北西沖 |
| ④沖縄本島南東沖 | ⑨石垣島北方沖 | ⑭沖縄本島南東沖 (③、④、⑤の連動型) |
| ⑤沖縄本島東方沖 | ⑩多良間島北方沖 | ⑮八重山諸島南方沖 (①、②、③の連動型) |

(2) 構造物

効果あり：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、
全て有効に機能したケース。

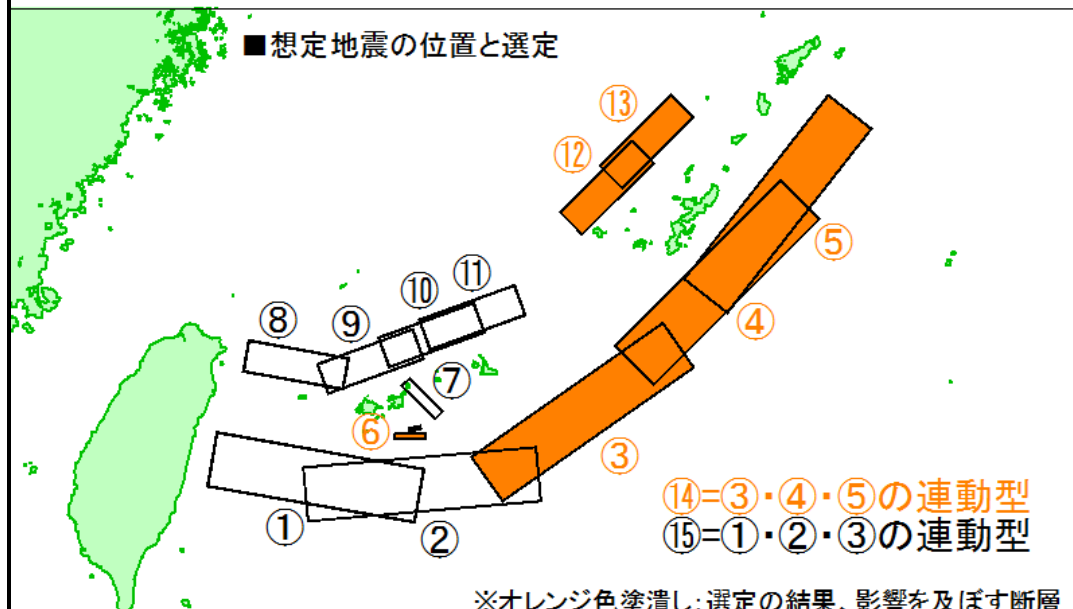
効果なし：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など
施設の機能が失われたと想定したケース。

(3) 潮 位

：朔望平均満潮位 (各月の最高満潮面を平均した潮位)

※最大浸水深は各地の地表面からの水面の高さです。

※津波シミュレーションは、最小メッシュサイズを 10m メッシュで実施しているため、堤防などにある狭い開口部や小さな河川や水路などの詳細な微地形は反映されないなど、必ずしも現況地形と一致するものではありません。そのため、浸水しないと予測された地域であっても、実際には浸水する可能性があります。



ウ 計算条件

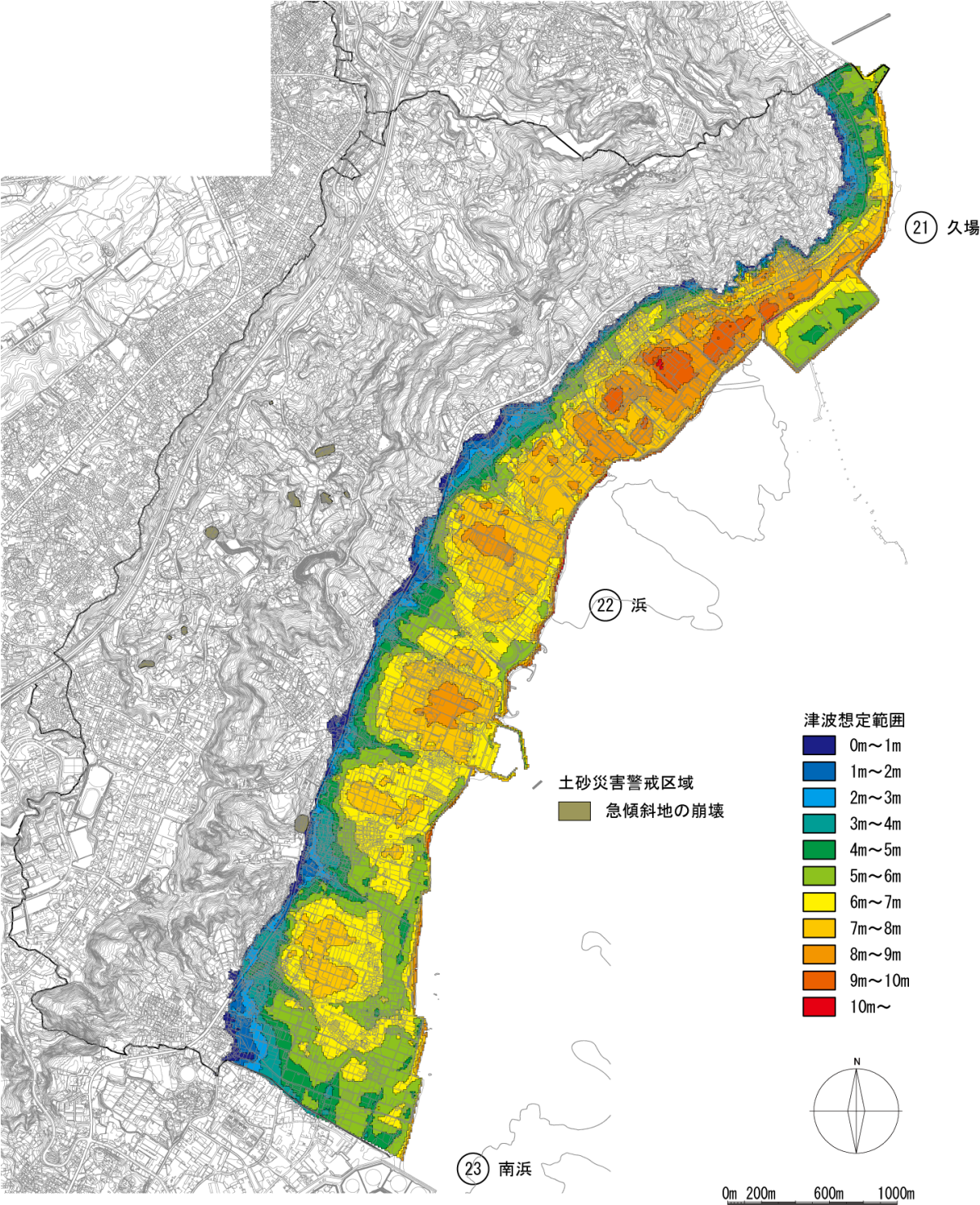
詳細計算の計算条件を以下に示す。

表 詳細計算の計算条件

項目	計算条件
計算手法	2次元差分法による数値計算 ・最も沖側領域の領域は線形長波理論式 ・上記以外の領域は比線形長波理論式
計算高氏間隔	900m、300m、100m、50m、10m
計算時間	全域 3 時間
潮位条件	沖縄本島沿岸域 ・朔望平均満潮位 (=EL+0.8m) 宮古・八重山諸島沿岸域 ・朔望平均満潮位 (=EL+0.9m)
Manning の粗度係数 n	市街地高密度 (建物占有面積 50%以上) : 0.08 中密度 (同 20~50%) : 0.06 低密度 (同 20%未満) : 0.04 田畑 : 0.02 森林 : 0.03 水面 : 0.025
対象地形	地盤変動後の地形 (ただし、隆起域については変動を考慮しない)
対象施設	・海岸保全施設 (沖合波浪制御構造物、水際線施設、最終防潮ライン施設 (防潮扉、防潮水門)) ・河川管理施設 (河川堤防、防潮扉、防潮水門)
施設条件設定	施設あり、施設なし 2 パターン

市町村名	No.	代表地点	最大遡上高 (m)	影響開始時間 ± 20 c m (分)	影響開始時間 ± 50 c m (分)	津波到達時間 (分)	備考
うるま市 (勝連)		平敷屋	16.6	10	18	20	
うるま市 (与那城)		池味	22.4	4	12	16	
		勝連浜	16.9	12	19	20	
		兼久	22.7	10	16	19	
うるま市 (勝連)		トマイ浜	9.3	9	14	17	
沖縄市		海邦町	8.4	11	28	29	
北中城村		熱田	11.1	10	26	31	
中城村	21	久場	10.8	9	25	27	
	22	浜	14.8	7	24	27	
	23	南浜	12.1	8	23	25	
与那原町		与那原	10.9	11	26	29	

地震・津波被害想定



第5節 防災関連機関の処理すべき業務の大綱

本村の地域を管轄する指定地方行政機関、沖縄県、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 中城村

- (1) 中城村防災会議及び中城村災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被災施設の災害復旧
- (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (12) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- (13) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置

2 中城北中城消防本部

- (1) 消防、水防その他応急措置に関すること
- (2) 救助、救急活動及び避難の誘導に関すること
- (3) 村民への予報・警報及び伝達に関すること

3 指定地方行政機関

- (1) 沖縄総合事務局

ア 総務部

- (ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること
- (イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること

イ 財務部

- (ア) 地方公共団体に対する災害融資
- (イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請

ウ 農林水産部

- (ア) 農業に関する災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する指導調整及び助成
- (イ) 農地農業用施設に関する災害予防及び災害復旧対策
- (ウ) 災害時における主要食糧の供給対策

エ 経済産業部

- (ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
- (イ) 被災商工業者に対する融資の調整

オ 開発建設部

- (ア) 直轄国道に関する災害対策
- (イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
- (ウ) 直轄港湾災害復旧事業に関する災害対策

カ 運輸部

- (ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び指揮
- (イ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海の要請
- (ウ) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整

(2) 第十一管区海上保安本部

ア 海難救助、海上交通安全の確保及び海上における治安の維持

(3) 沖縄气象台

ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う

イ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める

ウ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて村民に周知できるよう努める

エ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める

オ 中城村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う

カ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、沖縄県や中城村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う

キ 沖縄県や中城村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める

(4) 沖縄総合通信事務所

- ア 非常の場合の電気通信の監理
- イ 災害時における非常通信の確保
- ウ 災害対策用移動通信機器の貸出

4 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 災害に関する情報の収集
- イ 災害派遣に関する計画の準備
- ウ 災害派遣に関する準備の実施
- エ 災害即応態勢の維持向上
- オ 防災訓練等への参加

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事

5 県・出先機関

(1) 沖縄県

- ア 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- イ 県防災に関する広報・教育・訓練の実施
- ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- エ 防災に関する施設及び設備の整備
- オ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- カ 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- キ 水防、消防、救助その他の応急措置
- ク 災害時の保健衛生及び文教対策
- ケ 災害時における交通輸送の確保
- コ 被災施設の災害復旧
- サ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- シ 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- ス 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
- セ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

(2) 県立中部病院

- ア 災害時における医療、助産及び看護活動に関する事

- イ 被災者の応急対策に関すること
- (3) 中部土木事務所
 - ア 所管に係る施設（道路、橋梁、河川、海岸保全施設等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
- (4) 中部農林土木事務所
 - ア 所管に係る施設（農道、農地、排水、耕地護岸等）の災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
- (5) 中部農業改良普及センター
 - ア 農作物の災害応急対策及び指導に関すること
 - イ 村が行う被害調査及び応急対策への協力に関すること
- (6) 中部福祉保健所
 - ア 災害時における管内保健衛生対策及び指導に関すること
- (7) 企業局 北谷浄水管理事務所 石川浄水管理事務所
 - ア 所管に係る施設(送水管等)の災害時における応急対策及び災害復旧対策に関すること
- (8) 宜野湾警察署
 - ア 災害時における村民の生命、身体及び財産の保護
 - イ 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する事項
- (9) 南部林業事務所
 - ア 保安林の維持管理及び育成業務
 - イ 林務護岸等、保安施設の整備促進

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) NTT 西日本電信電話(株)（沖縄支店）
 - ア 電信電話施設の保全と重要通信の確保
- (2) KDDI(株)
 - ア 通信施設の保全及び災害時における国内外通信施設の疎通確保
- (3) 沖縄電力(株)
 - ア 電力施設の整備及び防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
- (4) 日本赤十字社沖縄県支部
 - ア 災害時における医療及び助産の実施
 - イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施
 - ウ 義援金品の募集及び配分
- (5) 日本放送協会沖縄放送局

- ア 気象警予報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及
- (6) 西日本高速道路(株) (沖縄管理事務所)
 - ア 同社管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
 - ウ 緊急輸送路の確保等防災関係機関が実施する応急対策の協力
- (7) 郵便事業株式会社沖縄支社 郵便局株式会社沖縄支社 (各郵便局)
 - ア 災害時における郵政事業運営の確保
 - イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ウ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
 - エ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配布に関する事

7 指定地方公共機関

- (1) 中部地区医師会 (病院等経営者)
 - ア 災害時における医療及び助産の実施
- (2) 沖縄県農業協同組合中城支店
 - ア 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
 - イ 農作物の災害応急対策の指導に関する事
 - ウ 農業生産資材の確保斡旋に関する事
 - エ 被災農家に対する融資の斡旋に関する事
- (3) 佐敷中城漁業協同組合中城支所
 - ア 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
 - イ 漁業災害応急対策の指導に関する事
 - ウ 漁業生産資材の確保斡旋に関する事
 - エ 被害漁家に対する融資の斡旋に関する事
- (4) 中城村社会福祉協議会
 - ア 村が行う防災及び応急対策への協力に関する事
 - イ 被災者の救護活動の展開に関する事
 - ウ 要配慮者支援の協力に関する事
- (5) 中城村商工会
 - ア 村が行う防災及び応急対策への協力に関する事
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関する事
 - ウ 被災者の生活資材の確保についての協力に関する事
- (6) 物施設等の管理者
 - ア 安全管理の徹底に関する事
 - イ 防護施設の整備に関する事

(7) 中城村自治会長会

ア 災害時における地域住民の状況把握と災害対策本部への協力に関すること

第 6 節 地域防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づき、国、県の防災方針及び本村の情勢等を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各防災関係機関は、関係ある事項について修正しようとする場合は、毎年 12 月末日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を中城村防災会議（総務課）に提出するものとする。

第 7 節 防災計画の周知徹底

この計画は、中城村の職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第 42 条第 4 項に定める公表のほか、村民に周知徹底するように努めるものとする。

第 8 節 村民等の責務

村民及び村内の各字の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

1 村民

- (1) 防災・減災の知識習得
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の 7 日分以上の備蓄と点検
- (4) 備蓄した施設の崩壊を考慮し、避難所へ飲料水、食料及び生活用品等の持参
- (5) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (6) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (7) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (8) 災害廃棄物の分別
- (9) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導

- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、市町村の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に係る事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 想定の方

(1) 想定災害

ア 地震・津波

東日本大震災の教訓をふまえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定し、沖縄県における地域防災計画の考え方を以下に示すものとする。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章の「第4節 災害の想定 3 津波の浸水想定」に示す地震・津波である。これをレベル1の津波とする。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震や明和8年（1771年）八重山地方大地震による大津波などがあげられ、第1章の「第4節 災害の想定 4 最大タイプの津波の浸水想定」に示す津波である。これをレベル2の津波とする。

イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超えるはん濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機等の災害を想定していく必要がある。

(2) 被害想定

次の点に留意して適宜見直される被害想定対策をふまえ、村における防災対策の立案を図る。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

エ また、これらの災害が同時に発生した場合の複合災害を念頭に置きながら、今後防災計画を推し進めていく必要がある。

2 防災計画の考え方

村は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性をふまえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、村民等の生命を守ることを最優先として、村民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果をふまえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。津波の場合はレベル 2 に相当する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、村民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。津波の場合はレベル 1 が相当する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

県、村及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 村は、様々な災害リスクが存在し、災害に対して脆弱な都市構造となっている。村では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

(イ) 高齢者（とりわけ独居老人）や障がい者等の要配慮者（※1）が増加している。防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、要配慮者関連施設の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全

性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

- (ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

本村は琉球大学や世界遺産の中城城跡が存在することから、災害の発生時に、留学生等の外国人や観光客にも十分配慮することが必要である。

- (エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

- (オ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

- (カ) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、障がい者、高齢者等の要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※1 要配慮者とは、災害時に限定せずに、一般に特に配慮を要する者であり、具体的には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人などをいう。

※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

- (3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による村の庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画を策定し、国・県及び隣接市町村をはじめ姉妹都市を含めた県内外の関係機関等の連携体制を強化していく必要がある。

第2節 中城村における地域防災の基本方針

本村は、海岸部は液状化・津波・高潮、急傾斜地は地すべり等、村の広範な範囲で様々な災害が懸念されている。そのため、災害から村民の生命と財産を守るため、村全体が一体となった防災体制を総合的に構築し、「災害に強く、安心して暮らせる村」を目指すものとする。

1 自助・共助・公助の連携

災害を軽減するためには、「自助・共助・公助」が重要であるといわれている。「自助」は自分（家族も含む）の命は自分で守ること、「共助」は隣近所が助け合って地域の安全を守ること、「公助」は個人や地域の取組みに対しての行政等の支援や、「自助・共助」では対応が困難な取組みを行うことである。

本村では地域防災力の向上を目指し、「自助・共助・公助」それぞれが防災力を高め、連携した防災体制の構築を推進する必要がある。

2 防災施設の整備

災害に対して強い村を実現するためには、大雨時の地すべり対策や低地での冠水、さらには津波・高潮に対して、ハード・ソフト一体となり、災害に強い村を構築することが必要である。

そのため、村役場や学校をはじめとする公共施設等の防災拠点の安全性の確保、地すべり対策、冠水対策、避難路の確保、ライフライン機能の耐震化・多重化・多元化等の整備を推進する。

3 国・県・隣接市町村及び姉妹都市等との連携

本計画の運用においては、村の脆弱な財政や体制を鑑みると、村の防災対応だけでは対応が困難な事項が多い。このような現状をふまえ、村は国・県及び隣接市町村等と連携強化を図り、村に必要な防災対策を効果的に展開するものとする。

また、沖縄県全体が被災したこともふまえ、姉妹都市として交流している都市をはじめ、県外との防災協力体制の強化を図るものとする。

4 災害時に機能する防災計画の運用

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、実際の災害に機能し地域の実態にあった計画となるよう、継続的に見直しを続けていく必要がある。

- (1) 村は地域防災計画を、果たすべき役割、地域の実態をふまえて修正する必要がある。
- (2) 村が地域防災計画を見直すにあたっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。

(3) 村は、本防災計画を効果的に推進するため、村内外の関連機関と連携を図り、以下の対策を推進する。

ア 実施計画、職員行動マニュアル及び業務継続計画等の地域防災に対応した具体的な計画の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底

イ 防災計画、実施計画、職員行動マニュアル及び業務継続計画等の定期的な点検

(4) 地域の防災力を高めるためには、地域住民と一体となった取組みが必要不可欠である。そのため村は、防災計画及び実施計画等に基づいた、村民への防災に関連する普及啓発、地域の防災訓練や自主防災組織の構築等に向けた取組みを推進する。